

<p>千葉県県税条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成十九年三月三十日 規則第三十七号</p> <p style="text-align: right;">新</p> <p>(自動車税課税免除届出書の添付書類)</p> <p>第五十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項(以下「自動車検査証記録事項」という。)が記載された書面その他同法第六十条第一項に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に準ずる書類で知事が適当と認めるもの</p> <p>二 条例第七十四条第二項第三号に規定する自動車にあつては、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三十条第一項に規定する寄附行為の写し又は登記事項証明書並びに最終の事業報告書及び事業計画書</p> <p>一部改正〔平成二十二年規則一六号・三〇年七三号〕</p> <p>(環境性能割の減免申請書の添付書類)</p> <p>第五十六条の三 条例第七十四条の六第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 条例第七十四条の六第一項第一号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの</p> <p>ロ 当該自動車が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供されることを証する書類</p> <p>二 条例第七十四条の六第一項第二号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、次に掲げる書類のいずれか</p>	<p>千葉県県税条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成十九年三月三十日 規則第三十七号</p> <p style="text-align: right;">旧</p> <p>(自動車税課税免除届出書の添付書類)</p> <p>第五十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の写し</p> <p>二 条例第七十四条第二項第三号に規定する自動車にあつては、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三十条第一項に規定する寄附行為の写し又は登記事項証明書並びに最終の事業報告書及び事業計画書</p> <p>一部改正〔平成二十二年規則一六号・三〇年七三号〕</p> <p>(環境性能割の減免申請書の添付書類)</p> <p>第五十六条の三 条例第七十四条の六第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 条例第七十四条の六第一項第一号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 自動車検査証の写し</p> <p>ロ 当該自動車が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供されることを証する書類</p> <p>二 条例第七十四条の六第一項第二号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、次に掲げる書類のいずれか</p>

- (1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
- (2) 当該自動車専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類
- ロ 当該自動車、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等（条例第七十四条の六第一項第二号ハの要件に該当する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 三 条例第七十四条の六第一項第三号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
- イ 当該自動車、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあっては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類
- ロ 当該自動車、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら当該身体障害者等（条例第七十四条の六第一項第三号ロの要件に該当する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 四 条例第七十四条の六第一項第四号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 **自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの**
- 五 条例第七十四条の六第二項各号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
- イ **自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの**
- ロ 構造変更に要した金額を証する書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 追加〔平成三〇年規則七三号〕

（条例第七十九条第二項の申請書の添付書類）

- (1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
- (2) 当該自動車専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類
- ロ 当該自動車、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等（条例第七十四条の六第一項第二号ハの要件に該当する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 三 条例第七十四条の六第一項第三号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
- イ 当該自動車、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあっては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類
- ロ 当該自動車、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら当該身体障害者等（条例第七十四条の六第一項第三号ロの要件に該当する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあっては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 四 条例第七十四条の六第一項第四号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 **自動車検査証の写し**
- 五 条例第七十四条の六第二項各号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
- イ **自動車検査証の写し**
- ロ 構造変更に要した金額を証する書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 追加〔平成三〇年規則七三号〕

（条例第七十九条第二項の申請書の添付書類）

第五十八条 条例第七十九条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

二 災害による被害を受けたことを市町村その他の官公署が証明した書類

三 自動車の被害の状況を示す写真（道路運送車両法第十一条第一項に規定する自動車登録番号標に記載された自動車登録番号を識別できるものに限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類

イ 自動車再び運行の用に供された場合にあつては、当該運行の用に供された日を証する書類

ロ 自動車の使用の廃止がされた場合にあつては、その事実を証する書類

（条例第八十条第五項の申請書の添付書類）

第六十一条 条例第八十条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第八十条第一項第一号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第二号に掲げる書類

二 条例第八十条第一項第二号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第三号に掲げる書類

三 条例第八十条第一項第三号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

四 条例第八十条第一項第四号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

ロ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十七条第一項の規定により交付された指定書の写し

ハ 道路交通法施行規則第三十五条の規定により千葉県公安委員会に提出した備付け自動車一覧表（同令第三十六条の規定による届出に係るものを含む。）の写し

ニ 自動車の前面、側面及び後面を撮影した写真

第五十八条 条例第七十九条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 自動車検査証の写し

二 災害による被害を受けたことを市町村その他の官公署が証明した書類

三 自動車の被害の状況を示す写真（道路運送車両法第十一条第一項に規定する自動車登録番号標に記載された自動車登録番号を識別できるものに限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類

イ 自動車再び運行の用に供された場合にあつては、当該運行の用に供された日を証する書類

ロ 自動車の使用の廃止がされた場合にあつては、その事実を証する書類

（条例第八十条第五項の申請書の添付書類）

第六十一条 条例第八十条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第八十条第一項第一号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第二号に掲げる書類

二 条例第八十条第一項第二号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第三号に掲げる書類

三 条例第八十条第一項第三号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 自動車検査証の写し

四 条例第八十条第一項第四号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 自動車検査証の写し

ロ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十七条第一項の規定により交付された指定書の写し

ハ 道路交通法施行規則第三十五条の規定により千葉県公安委員会に提出した備付け自動車一覧表（同令第三十六条の規定による届出に係るものを含む。）の写し

ニ 自動車の前面、側面及び後面を撮影した写真

五 条例第八十条第一項第五号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ **自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの**

ロ 定款若しくは寄附行為若しくは規約若しくはこれに類するもの又は登記事項証明書

ハ 最終の事業報告書及び事業計画書

ニ 前条第一号に掲げる自動車にあつては、最終の収支計算書及び収支予算書

ホ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
一部改正〔平成二十一年規則一六号・三〇年七三号〕

(自動車税に係る書類の様式)

第六十七条 自動車税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	根拠条項	様式番号
一 自動車税課税免除等届出書	第四項	条例第七十四条第三項及び第四項	別記第一百一号様式
二 自動車税(環境性能割)修正申告書		法第六十一条第二項	別記第一百一号様式之二
三 証紙代金収納計器の収納印の印影		第五十二条第二項	別記第一百一号様式之三
四 始動票札		第五十二条第三項	別記第一百一号様式之四
五 自動車税証紙等取扱人指定(取扱所設置・取扱所変更)申請書		第五十三条第一項及び第二項	別記第一百一号様式之五
六 自動車税証紙等取扱人指定事項変更等届出書	項	第五十三条第四項及び第五項	別記第一百一号様式之六
七 自動車税証紙・始動票札購入申請書		第五十四条第一項	別記第一百一号様式之七
八 証紙代金収納計器使用		第五十四条第七項	別記第一百一号

五 条例第八十条第一項第五号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ **自動車検査証の写し**

ロ 定款若しくは寄附行為若しくは規約若しくはこれに類するもの又は登記事項証明書

ハ 最終の事業報告書及び事業計画書

ニ 前条第一号に掲げる自動車にあつては、最終の収支計算書及び収支予算書

ホ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
一部改正〔平成二十一年規則一六号・三〇年七三号〕

(自動車税に係る書類の様式)

第六十七条 自動車税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	書類	根拠条項	様式番号
一 自動車税課税免除等届出書	第四項	条例第七十四条第三項及び第四項	別記第一百一号様式
二 自動車税(環境性能割)修正申告書		法第六十一条第二項	別記第一百一号様式之二
三 証紙代金収納計器の収納印の印影		第五十二条第二項	別記第一百一号様式之三
四 始動票札		第五十二条第三項	別記第一百一号様式之四
五 自動車税証紙等取扱人指定(取扱所設置・取扱所変更)申請書		第五十三条第一項及び第二項	別記第一百一号様式之五
六 自動車税証紙等取扱人指定事項変更等届出書	項	第五十三条第四項及び第五項	別記第一百一号様式之六
七 自動車税証紙・始動票札購入申請書		第五十四条第一項	別記第一百一号様式之七
八 証紙代金収納計器使用		第五十四条第七項	別記第一百一号

新

状況報告書	第五十五条第三項	様式の八
九 自動車税証紙・始動票 札返還（交換）申請書	別記第百一号 様式の九	
十 自動車税（環境性能割） 免除通知書	法第六十四条第一項及び 第六十五条第一項	別記第百一号 様式の十
十一 自動車税（環境性能割） 譲渡担保財産取得申 告書	法第六十四条第二項	別記第百一号 様式の十一
十二 自動車税（環境性能割） 徴収猶予（徴収猶予 取消）通知書	法第六十四条第五項にお いて準用する法第十五条の 二の二第一項及び第十五条 の三第三項	別記第百一号 様式の十二
十三 自動車税（環境性能割） 還付（免除）申請書	法第六十四条第六項及び 第六十五条第二項	別記第百一号 様式の十三
十四 自動車税（環境性能割） 種別割）減免（減免 申請棄却）通知書	条例第七十四条の六第一項 及び第二項、第七十九条第 一項、第八十条第一項、第 八十一条第一項並びに第八 十二条第一項	別記第百一号 様式の十四
十五 自動車税（環境性能割） 種別割）減免申請書	条例第七十四条の六第五項 及び第八十条第五項	別記第百一号 様式の十五
十六 自動車税（環境性能割） 更正・決定・加算金 決定通知書	法第六十八条第四項、第 百七十一条第六項及び第百 七十二条第五項	別記第百一号 様式の十六
十七 自動車税（種別割） 納税通知書	法第七十七条の十一第二 項	別記第百二号 様式
十八 所有権留保付自動車 の買主の住所等報告請求 書	法第七十七条の十三第二 項	別記第百十号 様式
十九 所有権留保付自動車 の買主の住所等報告書	法第七十七条の十三第二 項	別記第百十一 号様式
二十 自動車税（種別割） 減免申請書	条例第七十九条第二項、第 八十条第五項、第八十一条 号様式	別記第百十三 号様式

旧

状況報告書	第五十五条第三項	様式の八
九 自動車税証紙・始動票 札返還（交換）申請書	別記第百一号 様式の九	
十 自動車税（環境性能割） 免除通知書	法第六十四条第一項及び 第六十五条第一項	別記第百一号 様式の十
十一 自動車税（環境性能割） 譲渡担保財産取得申 告書	法第六十四条第二項	別記第百一号 様式の十一
十二 自動車税（環境性能割） 徴収猶予（徴収猶予 取消）通知書	法第六十四条第五項にお いて準用する法第十五条の 二の二第一項及び第十五条 の三第三項	別記第百一号 様式の十二
十三 自動車税（環境性能割） 還付（免除）申請書	法第六十四条第六項及び 第六十五条第二項	別記第百一号 様式の十三
十四 自動車税（環境性能割） 種別割）減免（減免 申請棄却）通知書	条例第七十四条の六第一項 及び第二項、第七十九条第 一項、第八十条第一項、第 八十一条第一項並びに第八 十二条第一項	別記第百一号 様式の十四
十五 自動車税（環境性能割） 種別割）減免申請書	条例第七十四条の六第五項 及び第八十条第五項	別記第百一号 様式の十五
十六 自動車税（環境性能割） 更正・決定・加算金 決定通知書	法第六十八条第四項、第 百七十一条第六項及び第百 七十二条第五項	別記第百一号 様式の十六
十七 自動車税（種別割） 納税通知書	法第七十七条の十一第二 項	別記第百二号 様式
十八 所有権留保付自動車 の買主の住所等報告請求 書	法第七十七条の十三第二 項	別記第百十号 様式
十九 所有権留保付自動車 の買主の住所等報告書	法第七十七条の十三第二 項	別記第百十一 号様式
二十 自動車税（種別割） 減免申請書	条例第七十九条第二項、第 八十条第五項、第八十一条 号様式	別記第百十三 号様式

新

第二項及び第八十二条第二	項	第二十一 自動車税(種別割)の減免に該当しなくなったことの申告書
別記第百十四号様式	条例第八十条第九項	

一部改正〔平成二十二年規則一六号・二五年一号・三〇年七三号〕

附 則

1 (施行期日)

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

旧

第二項及び第八十二条第二	項	第二十一 自動車税(種別割)の減免に該当しなくなったことの申告書
別記第百十四号様式	条例第八十条第八項	

一部改正〔平成二十二年規則一六号・二五年一号・三〇年七三号〕

(新)

第百十四号様式

受付印		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
		千葉県自動車税事務所長 様		
自動車税（種別割）の減免に該当しなくなったことの申告書 千葉県県税条例第80条第9項の規定により、次のとおり申告します。				
自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
車台番号				
減免の種類				
減免に該当しなくなった事由				
減免に該当しなくなった年月日	年 月 日			

(旧)

第百十四号様式

受付印		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
		千葉県自動車税事務所長 様		
自動車税（種別割）の減免に該当しなくなったことの申告書 千葉県県税条例第80条第8項の規定により、次のとおり申告します。				
自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
車台番号				
減免の種類				
減免に該当しなくなった事由				
減免に該当しなくなった年月日	年 月 日			